

## 富津市立小学校及び中学校の体育施設開放利用基準

## 1 学校体育施設開放の目的

富津市における社会体育の振興、普及のために学校の施設を学校教育に支障のない範囲で一般市民の健全な余暇利用の場として開放し、体力づくりとレクリエーション活動に資することを目的とする。（規則第 1 条）

## 2 開放施設として指定する学校及び施設

下記のとおり

屋外運動場、屋内運動場及び武道場並びに付帯設備とする。（規則第 2 条）

## 令和 8 年度小中学校体育施設開放指定校及び施設一覧

| 学校名    | 開放施設                                  |                              |     |
|--------|---------------------------------------|------------------------------|-----|
|        | 屋外運動場                                 | 屋内運動場                        | 武道場 |
| 青堀小学校  | <del>グラウンド</del><br>(令和 8 年度から、使用中止。) | 体育館                          |     |
| 富津小学校  | グラウンド                                 | 体育館                          |     |
| 飯野小学校  | グラウンド                                 | 体育館                          |     |
| 大貫小学校  | グラウンド                                 | 体育館                          |     |
| 吉野小学校  | グラウンド                                 | 体育館                          |     |
| 天羽小学校  | グラウンド                                 | 体育館                          |     |
| 富津中学校  | グラウンド                                 | 体育館                          | 柔道場 |
|        |                                       |                              | 剣道場 |
| 大佐和中学校 | グラウンド                                 | 体育館<br>(令和 8 年度より、使用を再開します。) |     |
|        | 野球場                                   |                              |     |
|        | テニスコート                                |                              |     |
| 天羽中学校  |                                       | 体育館                          | 柔道場 |
|        |                                       | 卓球場                          | 剣道場 |

3 各施設の開放場所、実施種目は下記のとおり定める。

小中学校体育施設開放実施種目

富津市立小学校及び中学校の体育施設開放に関する規則第3条に規定する実施種目について下記のとおり定める。

| 開放場所      |        | 実施種目                        |        |        |           |
|-----------|--------|-----------------------------|--------|--------|-----------|
| 屋外<br>運動場 | グラウンド  | 軟式野球                        | サッカー   | ドッジボール | グラウンド・ゴルフ |
|           | 野球場    | 軟式野球                        |        |        |           |
|           | テニスコート | ソフトテニス                      |        |        |           |
| 屋内<br>運動場 | 体育館    | バスケットボール                    | バレーボール | バドミントン | ドッジボール    |
|           |        | 空手                          | 剣道     | なぎなた   | 体操        |
|           |        | インディアカ                      | 卓球     | ドッジビー  | 室内ペタンク    |
|           |        | ※野球、サッカー、フットサルは遵守事項を守り行うこと。 |        |        |           |
| 武道場       | 剣道場    | 空手                          | 剣道     | なぎなた   |           |
|           | 柔道場    | 柔道                          |        |        |           |

- ・特別な用具を使用しない軽スポーツ及びダンスは実施可能とする。
- ・上記に定めのない種目については、教育委員会と協議するものとする。

4 開放日及び時間

開放は原則として授業のない時で、開放日及び時間は次のとおりとする。

- ・屋外運動場 日曜日等学校休業日：学校長が認めた時間
- ・屋内運動場及び武道場 平日：午後6時から午後9時まで  
日曜日等学校休業日：学校長が認めた時間

※学校行事、部活動、選挙会場、避難所等で使用する場合は、急遽、使用を中止とする場合があります。

※申請書上は、使用施設について、「主たる使用施設」を含め第3希望まで記載できる様式となっていますが、全体の申請状況により使用施設を限らせていただく場合がありますのでご了承ください。

※他団体と重複があった場合、「主たる使用施設」を利用できるよう、可能な限り教育委員会にて調整を行います。

※屋内体育施設の使用開始時間及び終了時間（午後9時退館）は厳守してください。

5 使用対象及び使用許可

- ・使用者が10名以上で組織され、かつ、責任者が明確な団体で市教育委員会に使用団体として登録をした場合に限り許可するものとする。（規則第5条）



お問い合わせください。使用料が発生する場合があります。

◎体育施設以外（特別教室等）の使用については、学校にお問い合わせください。

#### 8 その他

- ・ 団体で所有する用具等については、学校に置いたままにせず、団体にて持ち帰りをお願いします。
- ・ 熱中症予防等、体調管理に留意して活動してください。
- ・ 冬季期間における施設利用について、施設にある暖房器具を使用する場合は、使用団体にて燃料を用意し、使用後の補充を必ず行ってください。

・ 必ず記入例をご確認いただき、提出くださいますようお願い申し上げます。